

社会福祉法人 友愛会
役員、評議員及びその他の委員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人友愛会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員、評議員及びその他の委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) その他の委員とは、評議員選任・解任委員及び第3者委員を言う。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、理事長、業務執行理事を除く役員及び評議員は、無報酬とする。

- 2 理事長、業務執行理事には、定款第23条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合において、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間84万円以内とする。

- 2 この法人の理事長の報酬月額は、別記1「理事長報酬」に定める額とする。
- 3 この法人の業務執行理事の報酬月額は、選任した場合に協議し、別記2「業務執行理事報酬」に定めることとする。

- 4 非常勤役員に対する費用弁償額は、一会議あたり4,000円とする。
但し、長時間の会議（午前、午後に及ぶ場合）については、二会議とする。
- 5 評議員の費用弁償額は、一会議あたり4,000円とする。
- 6 その他の委員の費用弁償額は、一会議あたり3,000円とする。

（費用弁償の支給）

- 第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。
 - 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）

- 第6条 理事長、業務執行理事の報酬等は、毎月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の費用弁償額等は、翌月15日に支払うものとする。
 - 3 その他の委員の費用弁償額等は、翌月15日に支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

- 第7条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補則）

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年 6月15日(評議員会議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別記1 理事長の報酬

月 額 70,000円

別記2 業務執行理事の報酬

月 額 円